

船舶事故調査報告書

平成24年3月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成23年8月12日 08時30分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市石鏡灯台東方沖 石鏡灯台から真方位081° 6,600m付近 （概位 北緯34° 27.2′ 東経136° 59.6′）
事故調査の経過	平成23年8月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 清丸、8.5トン 243-16023三重、個人所有 11.85m (Lr) × 2.99m × 1.22m、FRP ディーゼル機関、331kW、昭和61年1月
乗組員等に関する情報	船長 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月11日 免許証交付日 平成21年9月15日 （平成27年4月19日まで有効） 甲板員 女性 71歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員の2人が乗り組み、石鏡灯台東方沖の漁場において操業していた。</p> <p>船長は、左舷船首でリモコンにより操船して微速前進でたこ籠を投入し、甲板員が、投入補助を行い、たこ籠の投入が終了したので、船尾に置いてあった目印の浮き用の錨を海中に投入する作業に当たっていた。</p> <p>船長は、平成23年8月12日08時30分ごろ、甲板員の「落ちた」という声を聞いて船尾を振り返ったところ、甲板員の姿はなく、機関を中立にして船尾付近の海面を捜したが発見できなかったため、近くにいた僚船に捜索を要請した。</p> <p>船長は、甲板員がその約3分後に海面に浮上してきたので、慌てて手繰り寄せ、僚船と共に揚収したが、甲板員の意識はなかった。</p> <p>僚船が漁業協同組合に連絡し、漁業協同組合から消防に通報した。</p> <p>甲板員は、本船によって鳥羽市石鏡漁港に着き、病院に搬送されたが、死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p>

気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約5m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、波向 北東、潮汐 下げ潮の中央期</p>	
その他の事項	<p>船長は、船首左舷側で前方を見て操船していたため、船尾にいた甲板員が落水するところを見ていなかった。</p> <p>たこ籠漁は、長さ約500mのロープにたこ籠約24個を縦一列につなぎ、両端に目印の浮きと錨（重さ約8kg）を取り付けた漁具を用いていた。</p> <p>船長と甲板員は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長と甲板員は、小型漁船に約50年間共に乗船し、たこ籠漁を約20年間行っていた。</p> <p>甲板員は、^{あま}海女漁をしていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>甲板員の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は石鏡灯台東方沖においてたこ籠漁の操業中、甲板員が、船尾にあった目印の浮き用の錨を投入していた際、落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が石鏡灯台東方沖においてたこ籠漁の操業中、甲板員が、船尾にあった目印の浮き用の錨を投入していた際、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲板上の漁ろう作業中は、救命胴衣を着用すること。 	